

令和3年度 第2回鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会

令和3年10月29日(金) 19:00～
鴻巣市役所本庁舎 4階大会議室

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 議題

答申（案）についての審議

4 答申書の提出

5 閉会のことば

(案)

令和3年10月29日

鴻巣市教育委員会
教育長 望月 栄 様

鴻巣市立小・中学校通学区域審議会
会 長 石 崎 一 記

小学校プール施設の維持と中学校プール施設の廃止について（答申）

本審議会は、令和3年9月17日付鴻教総第386号で諮問を受けた標記の件について、慎重に審議を行い、下記によることが妥当であるとの結論に達しましたので、答申します。

記

審議結果

中学校プール施設を令和4年度から廃止し、小学校プール施設は維持する。

現在、市内27校の小中学校に設置されているプールについては、多くの学校で、築年数が30年以上経過し、老朽化により、今後の維持管理費用や改修費用が増大することが予想されています。

加えて、水泳授業は年間10時間程度となっており、そのうち天候等により実施できない場合もあるなど、多額の維持管理経費を要しているにもかかわらず、プール施設の使用日数は少ないのが現状です。

これらのことから、中学校での水泳授業は、学習指導要領において第2学年までは必修教科とされており、極めて重要であることを認識した上で、施設の維持管理費用及び改修費用に加えて、教職員の負担軽減や生徒の出席率のほか、温暖化による平均気温の上昇や熱中症のリスク等、多くの課題を踏まえて検討した結果、中学校のプール施設を廃止とすることはやむを得ないと考えます。

中学校のプール施設の廃止に伴い、保健体育の授業を中心に、生徒の学習活動に変更が生じることも想定されますが、それが生徒にとって有意義なものとなるよう各校の特色を踏まえて、授業内容を検討していただきたい。また、廃止したプール施設の取扱いを含めて、教室や体育館などの学校施設の計画的な修繕や改修、維持管理等に取り組むなど、子どもたちが安全で快適な学校生活を送るための教育環境の整備に関し、より一層の配慮を望みます。

なお、小学校のプール施設については、低学年のうちから、水遊びなどで水に慣れ親しむことや、水に浮く・泳ぐなどの経験を十分にしておくことで、水泳に関する基本的な技能等を習得し、また、着衣泳など、水難事故防止といった命を守る観点からも水泳授業が必要であると考えられることから、プール施設は当面の間維持することとし、今後、水泳授業と施設のあり方を検討する上では、民間施設の活用等を含めて検討することを望みます。